# 特定処遇改善加算のイメージ

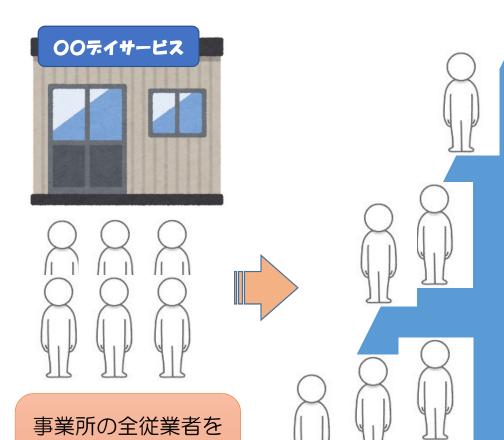


- 特定加算 賃金改善対象職種は福祉・介護職員を含むあらゆる 職種に可能性がある。
- 現行加算 賃金改善対象職種は福祉・介護職限定 ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、 障がい福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、 就労支援員、訪問支援員に限定

# 《算定のための要件》

- ① 配置等要件 … 福祉専門職員配置等加算を算定していること(※)
  - (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算)
- ② 現行加算要件 · · · 現行加算(I)から(II)までのいずれかを算定していること。
- ③ 職場環境等要件… 複数の取組を区分ごとに1つ以上実施し、その内容を全ての職員に周知していること。
- ④ 見える化要件 … 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
  - ①~④の全ての要件を満たす ⇒ 特定加算(I)の取得可能
  - ②~④の要件を満たす ⇒ 特定加算(Ⅱ)の取得可能
  - ※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては 配置等要件がないため、 特定加算の区分は1つとなります。(=「区分なし」)

# 賃金改善の対象となるグループ分けのイメージ



Group 1~31

分ける

届出単位は、事業所単位のほか法人単位でも可能です。 法人単位で届出する場合は、加算対象事業所の全従業者を Group1からGroup3に分類してください。

➡ 配分条件aを満たす従業者の数は事業所数に応じて必要です!

### Group1 【経験・技能のある障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年以上
  - 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の 資格を持つ福祉・介護職員
  - 心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ青

#### Group2【他の障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年未満の 福祉・介護職員、 心理指導担当職員、サビ管、児発管、 サ青
- ◎ キャリア10年以上の資格を持たない福祉・介護職員

### Group3【その他の職種】

◎ グループ1・2に属さないすべての職種管理者、医療職(医師、看護職員、OT、PT、ST)、運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員 など

## 賃金改善の対象となるグループ分けの変更特例

※ 変更特例を適用する職員がいる場合は、 別紙様式2添付資料4の提出が必要です。

2段階UPは できません

# Group1【経験・技能のある障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年以上の
  - 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の 資格を持つ福祉・介護職員
  - 心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ青

#### Group2【他の障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年未満の 福祉・介護職員、心理指導担当職員、サビ管、児発管、 サ責
- ◎ キャリア10年以上の資格を持たない福祉・介護職員

### Group3【その他の職種】

◎ グループ1・2に属さないすべての職種管理者、医療職(医師、看護職員、OT、PT、ST)、運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員 など

## 《Group2からGroup1》

◎ 研修等で専門的な技術を身につけた 勤続10年以上の職員

(例示:厚生労働省資料P15の表4)

### 《Group 3からGroup 2》

◎ サービス種別ごとに必要となる専門 的な技能によりサービスの質の向上に貢献している職員

(例示:厚生労働省資料P15の表5)



Group3の職員のうち賃金改善前の賃金額がすでに年額440万円を超えている場合は変更できません

配分方法の例

Group 1

平均賃金改善額 ((450+350) - (378+254))/1.8人 = 93.3万円 条件b: G1の平均賃金改善額が G2の2倍以上なので クリア

平均賃金改善額

((420 + 200) - (380 + 190))/1.5人 = 33.3万円 改善後の平均賃金額

(420 + 200)/1.5人= 413.3万円

サービス管理責任者 1.0人 (勤続11年)

生活支援員 0.8人 (勤続10年、介護福祉士)

常勤換算

人数1.8人

どちらか1人 いればOK

平均改善月額 6万円/月 改善前賃金 378万円/年 改善後賃金 450万円/年

平均改善月額 8万円/月 改善前賃金 254万円/年 改善後賃金 350万円/年 → 常勤換算割戻後 437.5万円/年

条件a:G1のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均8万円以上又は 改善後の賃金年額440万円以上であること

※ すでに賃金年額が440万円以上の者がいる場合はこの条件はクリア

生活支援員 1.0人 (勤続4年)

Group 2



改善前賃金 380万円/年 改善後賃金 420万円/年 生活支援員 0.5人 (勤続1年)



改善前賃金 190万円/年 改善後賃金 200万円/年

Group 3

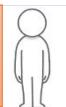
常勤換算人数3.1人 実人数4人

常勒換算

人数1.5人

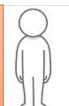
看護師 10人 (勤続4年)

管理者 1.0人 (勤続5年)



えているので改善 対象にはできませ h!ただし、平均時の 母数には算入可

年額440万円を超



改善前賃金 改善前賃金 380万円/年 改善後賃金 440万円/年 450万円/年

運転手 0.3人 (勤続7年)



改善前賃金 105万円/年 改善後賃金 130万円/年

改善前賃金 255万円/年 改善後賃金 280万円/年

事務員 0.8人

(勤続5年)

条件c: G2の平均賃金改善額が G3の2倍以上ではないが、 G3の平均賃金額がG2の平均賃金額を上回って いないのでクリア

平均賃金改善額

常勤換算((450 + 440 + 130 + 280) - (450 + 380 + 105 + 255))/3.1人 = 35.5万円 実人数 ((450 + 440 + 130 + 280) - (450 + 380 + 105 + 255))/4人 = 275万円 改善後の平均賃金額

常勤換算(450 + 440 + 130 + 280)/3.1人 = 419.4万円 実人数 (450 + 440 + 130 + 280)/4人 = 325万円

> 条件 d: G3の賃金改善後の賃金見込額が全員年額 440万円を上回っていないのでクリア